

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和2年9月23日（令和2年（行情）諮問第487号）

答申日：令和3年2月18日（令和2年度（行情）答申第454号）

事件名：特定文書に記載の「『戦略』関連業務（国家安全保障会議を含む）」
のために行政文書ファイルにつづった文書の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる6文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年6月29日付け閣安保第238号により、内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（3）文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき原処分を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し」、「電磁的記録についても特定を求める」、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」といった旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において不開示箇所及び電磁的記録を適正に特定している。さらに、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、

- (1) 「一部に対する不開示決定の取消し」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」旨、主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (2) 「電磁的記録についても特定を求める」との点については、「電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである」旨、主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁においては、本件開示請求に対して、原処分のとおり電磁的記録を適正に特定している。また、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索したが、原処分で特定した電磁的記録以外の対象文書の存在は確認できなかったとのことであり、処分庁において、原処分において電磁的記録を適正に特定していると認められるところである。

- (3) 「文書の特定に漏れがないか確認を求める」との点については、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した以外に本件請求文書に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結語

以上のとおり、本件開示請求につき、法9条1項に基づき行った開示等決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年9月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年10月8日 審議
- ④ 同年12月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和3年2月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる6文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示及び文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定したことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「戦略」とは、インド太平洋地域において、法の支配を含むルールに基づく国際秩序の確保、航行の自由、紛争の平和的解決、自由貿易の推進を通じて、インド太平洋を「国際公共財」として自由で開かれたものとするこことで、この地域における平和、安定、繁栄の促進を目指すものとして、我が国が提唱した「自由で開かれたインド太平洋戦略」のことである。処分庁は、本件開示請求が、「戦略」に関して内閣官房国家安全保障局（以下「国家安全保障局」という。）が作成又は取得し、保有している文書の全てを求めると解した。

イ 「戦略」に係る業務は、多岐にわたっており、また、単独の省庁のみで取り組めるものではないことから、国家安全保障局においては、「戦略」に関し、関係省庁間の取りまとめを行い、国家安全保障会議に提示する業務を担っている。

ウ よって、処分庁は、「戦略」に関し、国家安全保障局が上記イの業務のために作成又は取得した文書を本件対象文書として特定した。

文書1は、国家安全保障局において「戦略」に係る業務を処理するための職員の増員要望書、文書2は、文書1に関する補足説明資料、文書3及び文書5は、国家安全保障会議及び同幹事会において「戦略」につき審議した際の席上回収とした資料、文書4は、国家安全保障会議において当該審議した議事録である。

なお、当該審議に係る幹事会の議事録については、幹事会の記録の作成を義務付ける規定等はなく、幹事会で使用した席上回収資料により、公文書等の管理に関する法律4条に定める「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」と判断したため、作成していない。

文書6は、「戦略」に関し作成した内部資料である。

エ 国家安全保障局においては、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を作成も取得もしておらず、保有していない。

本件審査請求を受け、念のため処分庁において執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を改めて行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 「戦略」に係る国家安全保障局の業務内容に鑑みれば、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を作成も取得もしていないとする上記(1)イないしエの諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

- (1) 文書1の不開示部分には、「戦略」に係る国家安全保障局内の組織体制、定員及び実員数並びに業務見通し等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

また、文書2の不開示部分には、「戦略」に係る会議の開催状況及び国家安全保障局内における関連業務量の見通し等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

当該部分は、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を採ることや弱点を狙うことを容易ならしめる等、国家安全保障局の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (2) 文書3及び文書5は、国家安全保障会議及び同幹事会における席上回収資料であり、これらの会議における具体的な検討、協議の内容の推認が可能となる情報等が記載されていることが認められる。

当該文書は、これを公にすることにより、「戦略」に係る政府内の未成熟な検討内容が明らかとなり、今後同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつつな議論に支障を来す等、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (3) 文書4には、国家安全保障会議における議事の記録が記載されていることが認められ、また、文書6には、「戦略」について、政府の取組やインド太平洋地域に存在する国々に対する安全保障政策等に関する情報

等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

当該文書は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、国家安全保障局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

1 本件請求文書

「『戦略』関連業務（国家安全保障会議を含む）」のために行政文書ファイルに綴った文書の全て。

2 本件対象文書

文書1 概算要求書 平成31年度機構・定員要求

文書2 概算要求書 平成31年度機構・定員要求（補足説明資料）

文書3 国家安全保障会議資料

文書4 国家安全保障会議議事の記録

文書5 幹事会資料

文書6 「戦略」関連資料